

第十二条の十一の見出しを、「株式の併合に関する特例」に改め、同条第一項から第四項までを削り、同条第五項中「特定減資等」を「資本金等の額の減少」に、「商法第二百四十四条第一項」を「会社法第八十条第二項」に、「同項前段中」「第三百四十三条第二項」に、「取締役会」を「取締役会設置会社にあつては、取締役会」とし、「適用しない」を「同項中」「株主総会」とあるのは、「株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」を「単元株式数」に改め、同項第一号中「商法第二百一十一条第二項の規定により単元の株式の数を」「単元株式数」に改め、同項第二号中「単元の株式の数」を「単元株式数」に改め、同項を同条第一項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第五項の場合」を「前項の場合」に、「第八十五条」を「第六十一条」に、「次の書類」を「掲げる書面」に、「第十二条の十一第五項」を「第十二条の二第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十二条の二とする。

第十三条の見出し並びに同条第一項、第三項及び第四項中「営業」を「事業」に改める。
第十四条第一項第一号中「社債等の振替に関する法律」の下に、「平成十三年法律第七十五号」を加える。

第二十六条第一項第一号中「資本」を「資本金」に改め、同項第二号中「資本」を「資本金」に、「新株」を「株式」に、「商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ」を「新株予約権付社債に付されたものを除く」に改め、含む。又は新株予約権付社債等」の下に、「新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。」を加え、同条第二項中「新株、新株予約権」を「株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）」に改め、含む。又は新株予約権付社債等」の下に、「新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。」を加える。

（産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第四百五十条 施行日前に旧商法第二百四十五条第一項第一号又は第三号に掲げる行為に係る契約をした場合における前条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法（以下この条において「旧産業再生法」という。）第十条第一項に規定する認定計画（次項において「認定計画」という。）に従つて行う旧商法第二百四十五条第一項第一号又は第三号に掲げる行為については、なお従前の例による。

2 施行日前に合併契約書、分割契約書、分割計画書又は株式交換契約書が作成された認定計画に従つて行う合併、吸収分割、新設分割又は株式交換については、なお従前の例による。
3 施行日前に旧産業再生法第十二条の十一第一項の規定により読み替えて適用する旧商法第二百八十九条第二項又は第三百七十五条第一項の規定がされた場合におけるその資本又は資本準備金若しくは利益準備金の減少については、なお従前の例による。
4 施行日前に旧産業再生法第十二条の十一第五項の規定により読み替えて適用する旧商法第二百四十四条第一項の規定がされた場合におけるその株式の併合については、なお従前の例による。
5 施行日前に申立て又は裁判があつた旧産業再生法の規定による非訟事件の手続及びこの条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手続については、なお従前の例による。

6 第二項から第四項までの規定によりなお従前の例によることとされる合併、吸収分割、新設分割、株式交換、資本の減少又は株式の併合に関する登記を申請する場合における登記に関する手続については、なお従前の例による。
7 施行日から一年を経過する日までの間において吸収合併契約が締結される吸収合併、吸収分割契約が締結される吸収分割（吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該株式会社から承継する株式会社を含む。）次項において同じ。又は株式交換契約が締結される株式交換（株式交換をする株式会社及び合併後存続する特許業務法人又は合併により消滅する特許業務法人の名称及び主たる事務所の所在地）次項において同じ。であつて、認定事業者（前条の規定による改正後の産業活力再生特別措置

法（以下この項において「新産業再生法」という。）第十二条第一項に規定する認定事業者をいう。）である株式会社認定計画（新産業再生法第十条第一項に規定する認定計画をいう。）に従つて行うものについては、旧産業再生法第十二条の九第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「株式交換、吸収分割又は合併（合併をする株式会社と一方が合併後存続するものに限る。以下この条において同じ。）を行う」とあるのは、「吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約を締結する」と、株式交換により完全親会社となる株式会社、分割により営業を承継する株式会社又は合併後存続する株式会社」とあるのは、「会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百九十四条第一項に規定する存続株式会社等」と、株式交換、吸収分割又は合併に際してする新株の発行」とあるのは、「吸収合併、吸収分割又は株式交換に際してする株式の交付」と、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがある株式会社の株式」とあるのは、「譲渡制限株式」と、「株式交換により完全子会社となる株式会社、分割をする株式会社又は合併により消滅する株式会社」とあるのは、「同法第七百八十二条第一項に規定する消滅株式会社等」と、における分割をする会社を含む」とあるのは、「にあつては、分割をする会社」と、株式交換契約書、分割契約書又は合併契約書（第四項において「合併契約書等」という。）に記載しなければ」とあるのは、「吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約において定めなければ」とする。

8 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧産業再生法第十二条の九第一項の規定により同項に規定する特定金銭等を交付して行う吸収合併、吸収分割又は株式交換についての新商業登記法第八十条、第八十五条及び第八十九条の規定の適用については、これらの規定中、次の書面とあるのは、次の書面及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第四百五十条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四百四十九条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第十二条の九第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。
（弁理士法の一部改正）
第四百五十一条 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第四十三条に次の一項を加える。
3 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項の規定は、特許業務法人の定款について準用する。
第四十七条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
特許業務法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。
第五十二条第一項第五号中「命じる」を「命ずる」に改める。
第五十三条第二項中「よつて成立した」を「より設立する」に改め、同条第三項中「よつて設立した」を「より設立する」に改め、同条に次の一項を加える。
4 合併後存続する特許業務法人又は合併により設立する特許業務法人は、当該合併により消滅する特許業務法人の権利義務を承継する。
第五十三条の次に次の二条を加える。
（債権者の異議等）
第五十三条の二 合併をする特許業務法人の債権者は、当該特許業務法人に対し、合併について異議を述べることができる。
2 合併をする特許業務法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。
一 合併をする旨
二 合併により消滅する特許業務法人及び合併後存続する特許業務法人又は合併により設立する特許業務法人の名称及び主たる事務所の所在地
三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

（弁理士法の一部改正）
第四百五十一条 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第四十三条に次の一項を加える。
3 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項の規定は、特許業務法人の定款について準用する。
第四十七条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
特許業務法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。
第五十二条第一項第五号中「命じる」を「命ずる」に改める。
第五十三条第二項中「よつて成立した」を「より設立する」に改め、同条第三項中「よつて設立した」を「より設立する」に改め、同条に次の一項を加える。
4 合併後存続する特許業務法人又は合併により設立する特許業務法人は、当該合併により消滅する特許業務法人の権利義務を承継する。
第五十三条の次に次の二条を加える。
（債権者の異議等）
第五十三条の二 合併をする特許業務法人の債権者は、当該特許業務法人に対し、合併について異議を述べることができる。
2 合併をする特許業務法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。
一 合併をする旨
二 合併により消滅する特許業務法人及び合併後存続する特許業務法人又は合併により設立する特許業務法人の名称及び主たる事務所の所在地
三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨